

日新火災



日新火災

キズいえ〜る

日常生活傷害補償保険

2019年10月新設

特長1

日常生活のケガに
必要な補償に
特化!!

特長2

一時金で
スピーディーな
お支払い!!

特長3

おサイフに
やさしい
保険料!!

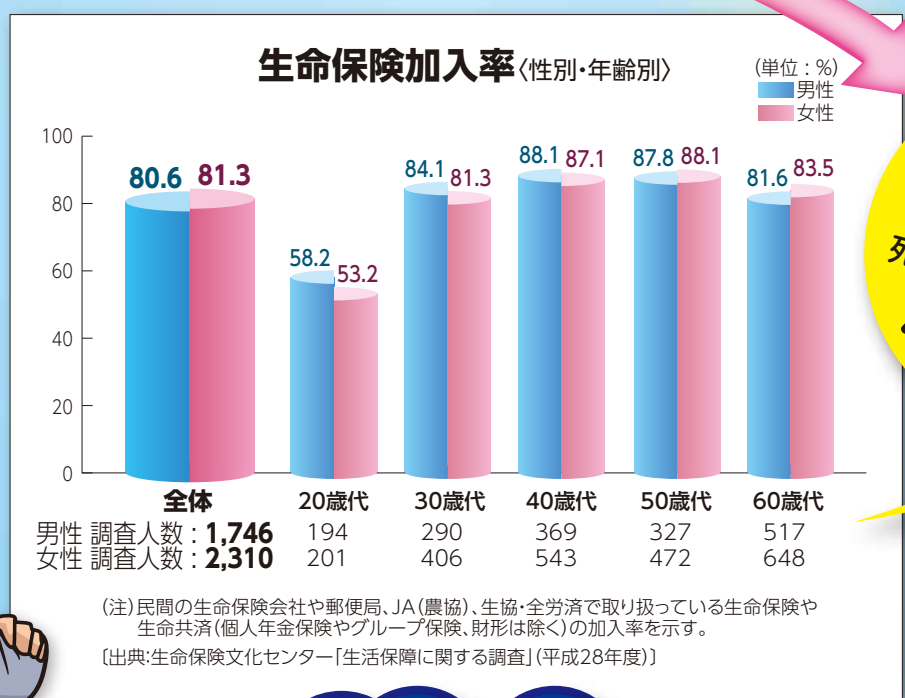


*「キズいえ〜る」はペットネームです。正式名称は日常生活傷害補償保険です。

キズいえる

日常生活での 思いがけないケガ…。 ケガの保険に死亡補償は 本当に必要ですか？

30代から
やっぱり
増えるねえ…



統計では
すでに

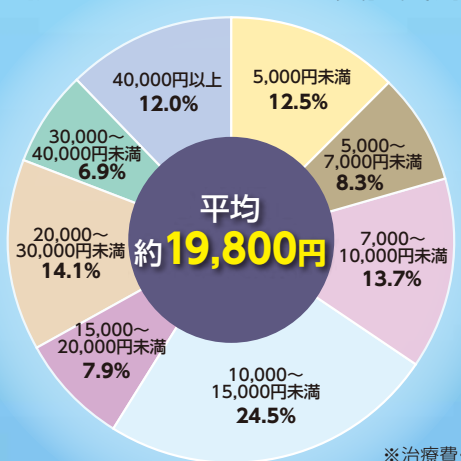
なんと
約8割が
死亡補償のある保険に
加入済み!

死亡補償は
加入済みの保険で十分!

それでも!

ケガの
通院補償や
入院補償は
欲しいなあ

入院時1日あたりの自己負担費用*



結構か
かるわねえ…



…と思ったあなたに!

おすすめ そんなニーズに
応えた保険が **あります!!**

*治療費・食事代・差額ベッド代に加え、交通費(見舞いにくる家族の交通費も含む)や衣類、日用品などを含む。高額療養費制度を利用した場合は利用後の金額。過去5年間に入院し、自己負担を支払った人をベースに集計。
(出典:生命保険文化センター「生活保障に関する調査」(平成28年度))

あなたに
おすすめしたい!

キズいえる[®]

3つの特長!

特長1 死亡補償なし!!ケガを治すことに特化したシンプルなお補償!!

従来型傷害保険

すべてをセットで補償

- 死亡保険金
- 後遺障害保険金
- 入院保険金
- 手術保険金
- 通院保険金



キズいえ〜る



- 一時金特約
 - 特定傷害一時金
 - 入院一時金
 - 手術一時金
- 基本補償
 - 通院保険金

または

一時金特約を
セットせず、
通院保険金だけ
のご契約も
可能!

基本補償

通院保険金

特長2 入院・治療の負担を一時金でスピーディーに解決!!

一時金特約【オプション】

特定傷害一時金

ケガが原因で生じたケガの部位と症状に応じて**100万円**または**10万円**をお支払いします。



入院一時金

ケガが原因で入院された場合に**10万円**をお支払いします。



手術一時金

ケガの治療のため、所定の手術を受けられた場合に、**5万円**をお支払いします。



※一般的な傷害保険では、入院・手術にかかる保険金は日額払のため日数が確定するまでお支払いができません。また、後遺障害保険金は、後遺障害の症状が固定されるまで保険金のお支払いができません。

特長3 シンプルなプラン設定で、おサイフにやさしい保険料!!



プランは**3種類!!**

月々470円から!!

選べる特約も
シンプル!

キズいえる

おすすめの特約!

オプション

個人賠償責任危険補償特約*

示談交渉サービス付

国内外において、被保険者の日常生活における偶然な事故により、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して保険金をお支払いします。

●個人賠償責任

誤って他人にケガをさせたり、他人の物を壊して法律上の損害賠償責任を負った場合の損害賠償金などを補償します。

支払限度額

1事故につき2億円



●保管物賠償責任

他人から借りた財物を損壊し、法律上の損害賠償責任を負った場合の損害賠償金などを補償します。

支払限度額

1事故につき10万円
(自己負担額:5,000円)



弁護士費用・法律相談費用補償特約*

不測かつ突発的な事故により、被保険者が身体に障害を被ったり、財物に損害を被ったことによって、被保険者等が負担した弁護士費用または法律相談費用を補償します。

支払限度額

保険期間中300万円



*セットされる場合は両方の特約がセットされます。いずれかの特約のみをセットすることはできません。

保険金額・保険料(保険期間〔1年間〕)

		ご契約プラン	Aプラン	Bプラン	Gプラン
お支払いする保険金					
基本補償	通院保険金(日額)		1,500円	1,500円	1,500円
	特定傷害一時金		ケガの部位と症状に応じて100万円または10万円	ケガの部位と症状に応じて100万円または10万円	—
一時金特約	入院一時金		10万円	10万円	—
	手術一時金		5万円	5万円	—
おすすめ特約	個人賠償責任危険補償特約		個人賠償: 2億円 保管物賠償: 10万円 (自己負担額:5,000円)	—	—
	弁護士費用・法律相談費用補償特約		300万円	—	—
おサイフにやさしい保険料	保険料	一時払	12,970円	10,020円	5,150円
		月払	1,190円	920円	470円

補償の重複について

ご契約にあたっては、賠償責任および弁護士費用・法律相談費用の補償内容が同様の保険契約(傷害保険以外の保険契約にセットされる特約等や弊社以外の保険契約を含みます。)が他にある場合は、補償が重複することがあります。補償が重複すると、特約等の対象となる事故について、どちらの保険契約からでも補償されますが、いずれか一方の保険契約からは保険金が支払われない場合があります。補償内容の差異や保険金額をご確認いただき、特約等の要否をご判断いただいたうえで、ご契約ください。

国内外において、被保険者*1が急激かつ偶然な外来の事故により被ったケガ*2に対して、下記の保険金をお支払いします。

基本補償
通院保険金

事故の日からその日を含めて180日以内に通院(往診を含みます。)した場合に、30日を限度に通院保険金日額×通院日数をお支払いします。ただし、事故の日からその日を含めて180日を経過した後の期間に対してはお支払いしません。

一時金特約【オプション】
特定傷害一時金

事故の日からその日を含めて180日以内に次の部位にそれぞれ次の症状が生じた場合に、**部位・症状に対応する次の一時金**をお支払いします。

部 位	症 状	一時金の額
頭部	骨折	10万円
	頭蓋内出血・血腫、脳挫傷、神経損傷・断裂	100万円
顔面部(歯を除く)	神経損傷・断裂、眼球の損傷・破裂	10万円
頸部	神経損傷・断裂	10万円
	骨折、脊髄損傷・断裂	100万円
胸部・腹部	骨折、筋・腱・靭帯の断裂(完全に断裂されるもの)	10万円
	臓器の損傷・破裂(手術を伴わないもの)	10万円
	臓器の損傷・破裂(手術を伴うもの)	100万円
背部・腰部・臀部	骨折、筋・腱・靭帯の断裂(完全に断裂されるもの)、神経損傷・断裂	10万円
	脊髄損傷・断裂	100万円
上肢・下肢 (手指・足指を除く)	骨折、神経損傷・断裂、筋・腱・靭帯の断裂(完全に断裂されるもの)	10万円
	欠損・断裂	100万円

入院
一時金

事故の日からその日を含めて180日以内に入院した場合に、**1回の事故につき10万円**をお支払いします。

手術
一時金

ケガの治療のために事故の日からその日を含めて180日以内に手術を受けた場合に、**1回の事故につき5万円**をお支払いします。

- 疾病・心神喪失によるケガ(例えば、歩行中に脳疾患により意識を喪失し転倒したためケガをした場合等)
 - 妊娠・出産・早産または流産を原因としたケガ
 - 頸部症候群(いわゆるむちうち症)または腰痛等で医学的他覚所見のないケガ
 - ピッケル等登山用具を使用する山岳登山、スカイダイビング、フリークライミング(スポーツクライミング*3を除きます。)などの危険な運動中および航空機操縦中のケガ
 - オートバイ・自動車競走選手、自転車競走選手、猛獣取扱者、プロボクサー等の危険な職業に従事している間に生じた事故によって被ったケガ
- など

*1 補償の対象となる方をいい、保険証券の本人欄に記載の方となります。

*2 日射または熱射による熱中症状および有毒ガスまたは有毒物質による急性中毒を含みます。ただし、細菌性食中毒およびウイルス性食中毒は含みません。

*3 登る壁の高さが5メートル以下のボルダリング、人工壁を登るリード、スピードをいいます。

おすすめ特約【オプション】
個人賠償責任・危険補償特約

国内外において被保険者*がア.またはイ.の損害賠償責任を負った場合に、損害賠償金、争訟費用などを補償します。

ア. 個人賠償責任

日常生活における偶然な事故または住宅の所有・使用・管理に起因する偶然な事故によって他人の身体に障害を与えたり、他人の財物を損壊したことにより法律上の損害賠償責任を負った場合に、**1回の事故につき2億円を限度**に保険金をお支払いします。

イ. 保管物賠償責任

他人からの借用財物を損壊、紛失または盗取されたことにより法律上の損害賠償責任を負った場合に、自己負担額(1回の事故につき5,000円)を差し引いた額を、**1回の事故につき10万円を限度**に保険金をお支払いします。

※被保険者(補償の対象となる方)の範囲は以下のとおりです。

被保険者の続柄および同居・別居の別は、保険金支払事由発生時のものをいいます。

- ①本人
- ②配偶者
- ③本人またはその配偶者の同居の親族または別居の未婚の子
- ④未成年者または責任無能力者の親権者およびその他の法定の監督義務者等(本人が未成年者もしくは責任無能力者である場合または②③のいずれかに該当する被保険者が責任無能力者である場合。ただし、本人または責任無能力者に関する事故に限ります。)
- ⑤本人の親権者の同居の親族または別居の未婚の子(本人が未成年者である場合)

示談交渉サービス付です。ただし、以下の場合は対象外です。

- ・ 国外で発生した事故の場合
 - ・ 被保険者に対する訴訟が国外の裁判所に提起された場合
 - ・ 損害賠償請求権者(被害者)またはその代理人が国内に所在しない場合
- など

弁護士費用・法律相談費用補償特約

国内における偶然な事故により、被保険者*が身体の障害または財物の損壊の被害を受けたことについて、賠償義務者に損害賠償請求するために、示談交渉を弁護士等に委託した場合や法律相談をした場合にかかる費用に対して、**1回の事故につき保険期間を通じて300万円を限度**に保険金をお支払いします。

※被保険者(補償の対象となる方)の範囲は以下のとおりです。

- ①本人
- ②配偶者
- ③本人またはその配偶者の同居の親族および別居の未婚の子

ア. イ. 共通

- 被保険者の職務遂行に直接起因する損害賠償責任
- 被保険者と同居する親族に対する損害賠償責任

ア. 個人賠償責任

- 自動車、原動機付自転車、航空機、船舶および銃器等の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任

イ. 保管物賠償責任

- 偶然な外来の事故に直接起因しない電氣的・機械的事故
 - 自然の消耗、劣化、変質、虫食いなどによる損害
- など

【保管物賠償責任の対象とならない主なもの】
通貨・預貯金証書・貴金属、自動車・原動機付自転車、動物・植物等の生物、建物、山岳登山等の危険なスポーツを行っている間のその運動のための用具

など

▲ 損害賠償責任の全部または一部を承認しようとするときは、必ず事前に弊社にご相談ください。弊社の承認がない場合、保険金を削減してお支払いすることがありますので、ご注意ください。

- 被保険者の職務遂行に直接起因する損害賠償責任
 - 被保険者相互間の事故
- など

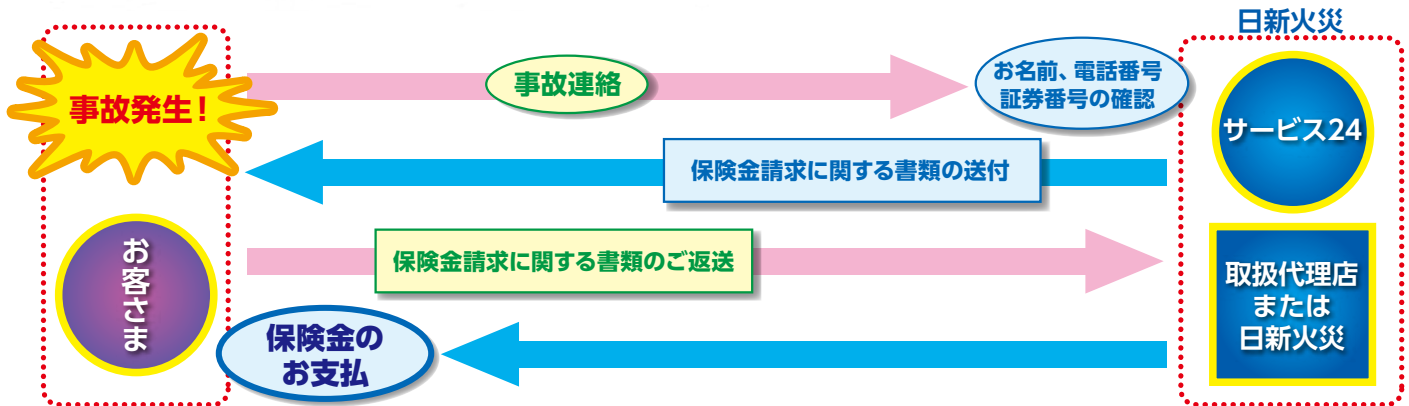
もしも事故にあわれたら

サービス24
フリーダイヤル **0120-25-7474** までお電話を

※携帯電話・PHSからも
ご利用いただけます。

24時間
365日
受付

事故発生から保険金のお支払いまでの流れ



注意事項

ご契約時のご注意

- 保険契約申込書の記載内容に間違いがないかご確認ください。
- ご契約を締結いただく際には、他にご加入の傷害保険契約(積立保険を含みます)・共済契約などの重要な事項について正しくお申出いただく義務(告知義務)があります。正しくお申出いただきませんと、保険契約を解除させていただくことや、保険金をお支払いできないことがあります。

ご契約後のご注意

- 被保険者がご契約者以外の方である場合において、被保険者になることを同意されていなかった場合等は、被保険者は、ご契約者または弊社に対し、この保険契約の解除(その被保険者に係る部分に限ります。)を求めることができます。
- 保険料をお支払いの際は、弊社所定の保険料領収証を発行しますのでお確かめください。ご契約後1か月を経過しても保険証券が届かない場合は、お手数ですが弊社にご連絡ください。

事故に関するご注意

- 事故にあわれた場合、直ちに取扱代理店または弊社にご連絡ください。ご連絡が遅れると、保険金のお支払いが遅れたり、保険金が削減されることがありますのでご注意ください。また、保険金請求の際は保険金請求書等の書類をご提出いただけます。
- 保険金の種類により、被保険者に保険金を請求できない事情がある場合に、**代理人の方**(配偶者(法律上の配偶者に限ります。)、3親等内の親族)が被保険者に代わって保険金を請求できる**代理請求制度**がありますので、本制度について代理人の対象となる方々へ是非お知らせください。詳細につきましては、取扱代理店または弊社にご照会ください。
- 事故によって被保険者の負担する損害賠償責任が発生した場合、事故に係る損害賠償請求権者(被害者)は、優先的に保険金の支払を受けられる権利(先取特権)を取得します。保険金は、被保険者が賠償金をお支払い済みである場合等を除き、原則として被害者に直接お支払いします。

* このパンフレットはごく簡単な説明を記載したものです。保険金の支払条件その他この保険の詳細につきましては、普通保険約款および特約をご参照いただくか取扱代理店または弊社にご照会ください。

* 弊社は、お預かりしたお客さまの個人情報を、適切に取り扱うとともにその安全管理に努めております。重要事項説明書に記載の「お客さま情報の取扱い」をご確認ください。

* ご契約時およびご契約後に特にご注意いただきたい事項を重要事項説明書に記載しておりますので、ご契約前に必ずご確認ください。

取扱代理店は、弊社との委託契約に基づき、保険契約の締結・保険料の領収・保険料領収証の交付・ご契約の管理業務等の代理業務を行っております。したがって、取扱代理店とご締結いただいて有効に成立したご契約につきましては、弊社と直接契約されたものとなります。

日新火災海上保険株式会社

本店/〒101-8329 東京都千代田区神田駿河台2-3 TEL03(3292)8000(大代表)
お客さま相談窓口 フリーダイヤル 0120-17-2424 [9:00~17:00(土日祝除く)]
ホームページアドレス <https://www.nisshinfire.co.jp/>

万一事故にあわれたら サービス24 フリーダイヤル **0120-25-7474**
24時間・365日 ※携帯電話・PHSからもご利用いただけます。

代理店・営業担当

- 安心のトータルライフプランをお手伝い。お気軽にご用命ください。